

結婚相手紹介サービスに関する契約書

下記の事業者が提供する結婚相手紹介サービスは、「特定商取引に関する法律」の「特定継続的役務提供」に該当します。本書の内容をよくご確認いただき、ご自身で内容を十分にご検討ください。

甲及び乙は、本契約書の内容を十分に理解した上で、乙が甲に対して、結婚相手紹介サービスを提供することを目的に、以下に定める内容にて本契約を締結します。本契約成立の証として、本契約書2通を作成し、甲乙署名押印または記名捺印の上、各1通を保有します。甲は乙の顧客、乙は事業者とする

契約締結日	年 月 日
-------	-------

甲	氏名		印
	住所		

乙	事業者名	有) 山昭商会	印
	代表者名	山口昭吉	

住所	取手市光風台 2 - 4 - 8
契約締結担当者名	山口昭吉
住所	〒300-1536 取手市光風台 2 - 4 - 8
連絡先電話番号	090-4844-4113

第1条(契約の目的)

乙は、甲に対し、ロシアその他の海外の女性会員を紹介し、お見合いの実施に向けた結婚相手紹介サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。乙は、誠意をもって役務を提供しますが、乙 つまり男性に問題があり ビザが開かれないケースもまれにありますのでお見合いの実施、又は結婚を保証するものではありません。

第2条(入会)

甲及び乙は、本サービスの性質上、相互の信用が重要であることに鑑み、入会前に、甲の自宅において面談を実施するものとし、甲が、乙の指定する入会資格を満たすものと判断された場合には、甲は、入会申込書を提出の上、本サービスの登録料及び会費を支払って本サービスに入会できるものとします。

第3条(乙の提供するサービス)

乙が甲に対して提供するサービスは、次のとおりとします。各サービスにかかる費用は第5条に定めるとおりとします。

① 女性会員の紹介

ア 乙は、甲から第5条に基づく入会金及び年会費の支払いを確認した後、甲の希望を聞いた上で、甲に対して、ロシアその他海外に在住する女性会員を一人ずつ紹介します。紹介の方法は、甲に対して、女性会員の写真、経歴等の情報を電子メール又は郵送にて送る方法によるものとします。

イ 甲の気に入った女性会員があった場合には、当該女性会員に対して甲の情報を送り、当該女性会員からの了解が得られた場合には、甲と当該女性会員と文通を開始していただきます。同時に複数の女性会員と文通することはできません。文通期間は原則として1ヶ月とし、甲は、その間に当該女性会員と日本でお見合いを実施するか否かを決定するものとします。

ウ 女性の紹介を開始して3ヶ月の間に5人から15人の女性会員を紹介しても、甲の

気に入った女性会員がいない場合には、甲に対して希望水準を下げてもらうようお願いすることがあります。

② 日本でのお見合い

ア 文通を通じてお互いのことを詳しく知り、理解を深めた後、甲が希望した場合には、当該女性会員を日本に招聘し、実際に、甲の自宅で一定期間(原則として1ヶ月から3ヶ月。長期の休暇が取得できない女性会員の場合は12日前後)同居して、結婚を考えることができるか否か検討していただきます。招聘の時期は、原則として文通開始から1ヶ月または2ヶ月経過後とし、具体的な時期については女性会員の都合も確認の上、甲及び乙において協議の上決定します。

イ 本サービスは、甲と女性会員と一緒に住むことでお互いが短期間により知り合うことができ、また感情的な盛り上がりを期待できるという点に特徴がありますが、同居期間中及び結婚に至るまでの間の性交渉は厳禁です。甲又は女性会員がお見合いの中止を希望した場合、その時点でお見合いは終了となります。

ウ 甲が希望する女性会員を日本に招聘するにあたり、当該女性のビザの申請を行います。ビザの審査は在外日本公館において行われ、ビザの発給の可否の理由についても開示されないことから、当該女性会員についてビザが発給されない場合であっても、乙はその責任を負いません。また、入国管理局の判断において入国を拒否された場合にも、乙はその責任を負いません。

エ 甲が希望する女性会員についてビザが発給されない場合には、甲の希望により次のいずれかの方法を取るものとします。

(a) 当該女性について再度ビザ取得の申請する場合

同一女性の場合、6ヶ月間は再申請ができないため、再申請を希望される場合には、6ヶ月間お待ちいただき、再度ビザ取得の申請を行います。

(b) 新たな女性の紹介をご希望される場合 乙は、甲に対し、新たな女性を紹介します。この場合、第5条③に定める日本でのお見合い費用については返還せず、次の招聘の費用に充当いたします。すなわち、新たな女性と日本でお見合いする場合には、乙は、既に支払済みの日本でのお見合い費用にてお見合いを設定するものとしますが、甲は、新たな女性に関するビザ取得費用として、乙に対し、別途10万円を支払うものとします。

(c) 現地での婚姻を希望される場合

甲が、最初に招聘を希望した女性会員との婚姻を望む場合には、現地で婚姻の上、日本人の配偶者として在留資格の申請を行うこととなります。現地での婚姻については、本サービスの対象外となるため、渡航費、現地での婚姻にかかる費用、在留資格申請等一切の手続については、甲の責任と費用負担にて行うものとします。

③ 現地でのお見合い

女性会員が居住する現地において、実際に女性会員に会った上で相手を決めたいという時間的な余裕のある方に対しては 現地に自費で訪問していただき、乙の現地スタッフが甲をアテンドして女性を紹介します。

また、文通だけでは足りず、日本に招聘する前に当該女性会員に会った上で招聘を検討したいという方には 自費で現地に赴いていただき、当該女性会員とのお見合いをしていただきます。

第4条(役務提供期間)

本サービスにかかる役務提供期間は、前条に基づいて女性会員を紹介し、文通後、日本でのお見合いのために、当該女性会員を日本に招聘し、当該女性会員が日本に到着するまでとします。ただし、当該女性会員が日本に到着した後も、乙は、任意のサービスとして、甲に対しアドバイス等を行い、婚姻に向けて協力することができるものとします。

第5条(会費等)

1) 本サービスの提供を受けるにあたり必要となる費用は次のとおりです(消費税別途)。なお、乙においては前払金の保全措置は講じておりません。

費用項目 : 金額 : 摘要

- ①入会金(登録料) : 100,000 円 : 本サービスへの登録費用
- ②年会費(1年間) : 100,000 円 : 本サービスの提供を受けるための費用
- ③日本でのお見合い費用 : 1,600,000 円 : 日本でお見合いを実施するための費用
- ④第3条第1項②エ(b)の費用 : 100,000 円 : 第3条第1項②エ(b)に定めるビザ取得費用
- ⑤日本でのお見合い費用(2回目以降) : 800,000 円 : 2回目以降、日本でのお見合いを実施するための費用 ただし2回目以降の招聘の場合 成婚できた場合成功報酬として400,000円が発生する。一回目で成婚の場合は成功報酬はない。
- ⑥日本でのお見合い費用
(現地でのお見合い相手呼び寄せる場合) : 1,300,000 円 : 現地でお見合いした相手と日本でのお見合いを実施するための費用。
- ⑦女性会員の子供を共に呼び寄せる場合 : 200,000 円 : 女性会員の子供も呼び寄せる場合の費用(別途 200,000 円)
- ⑧現地でのお見合い費用 : 500,000 円 : 現地でお見合いを実施するための費用
- ⑨現地でのお見合いにかかる実費 実費相当額 現地への渡航費、現地の交通費、宿泊費、現地でのデート費用、乙が手配した現地のスタッフにかかる費用(スタッフに対するチップ200米ドルを含む)等の実費は甲が負担するものとする

2 甲は、乙に対し、前項に定める費用を下記の支払時期に支払うものとします。

費用項目：支払時期

入会金(登録料)：本契約締結時

会費(1年間)：本契約締結時

日本でのお見合い費用：甲が希望する特定の女性会員を日本に招聘するために、甲において招聘状を完成させ、同招聘状が乙に到着した日。

現地でのお見合い費用：甲が現地に出発する日の20日前まで 甲は乙に支払う。

現地でのお見合いにかかる実費：同様に甲が現地に出発する日の20日前まで

3 日本でのお見合い費用及び現地でのお見合い費用についての計算根拠は次にもとずいて 概略計算されたもの。これには甲の利益も含まれる

① 日本でのお見合い費用

ア 日本でのお見合い費用には、当該女性会員の日本への往復の渡航費、当該女性会員を招聘するまでの諸経費(乙の諸経費、ビザ申請のために日本大使館に赴くための交通費、食事代、宿泊費等を含みますが、これに限られません)及び日本でのお見合い料が含まれます。

日本でのお見合い費用の内訳概算は、以下のとおりです。

乙の現地における活動費: 500,000 円

乙の日本における活動費・お見合い料: 800,000 円

女性会員のビザ申請等の渡航準備費用: 100,000 円

女性会員の渡航にかかる費用: 200,000 円

※ 女性会員の渡航にかかる費用は、現地から日本の空港までの費用であり、日本国内における交通費は含まれませんので、例えば、女性会員が成田空港又は羽田空港等に到着後、甲の居住する北海道に行く場合には、成田空港・又は羽田空港等と北海道間の交通費は甲の負担となります。

イ 1回目の日本でのお見合いを実施したものの、婚約・婚姻に至らなかった場合には、乙は、甲の希望に基づき次の女性を紹介します。2回目の女性会の招聘費用は、800,000 円とし、その後も呼び寄せ1回ごとに 800,000 円とします。

ただし2回目も含めそれ以降招聘の場合は、成婚した場合に成功報酬として 400,000 円いただきます。

② 現地でのお見合い費用

ア 現地でのお見合いを実施し、当該女性を日本に招聘する場合は、日本でのお見合い費用は、1,600,000 円から300,000 円を差し引いた 1,300,000 円とします。

③ その他

女性会員を日本に招聘するまでに、女性に対するプレゼント代、日本語、英語等の授業料、来日までの女性に対する個別の援助等が発生した場合であっても、予め甲が了解していたときは、これらの費用の一切は甲の負担とし、いかなる理由があっても、甲は乙に返還を請求することはできません。

④お見合いが失敗した場合 男性は責任をもって空港まで送り出発を見届けなければならぬ。または 乙にその業務を依頼しなければならない。その場合甲は空港までの運賃と手間賃一万円を乙に支払うものとする

第6条(甲及び乙の責任等)

甲は、本サービスの提供を受けるにあたり、次の責任を負うものとします。

① 入会申込書の記載

甲は、入会申込書に真実を記載しなければならないものとします。虚偽内容の記載、または故意の隠蔽があった場合には、そのことが原因で発生したトラブルについては、乙は一切の責任を負いません。

また、入会申込書の記載事項に変更があった場合は、速やかに乙に届け出るものとします。

② 入国管理局に対する対応

入国管理局(以下「入管」といいます。)は、正式に発行されたビザがある場合であっても入国させないことがあり、また、迎えの男性が来ているか否かを電話で確認する必要があることから、甲は、女性会員が来日するときは、携帯電話を持参の上、招聘した女性会員を空港に出迎え、必要に応じて入管の質問に答えなければならないものとします。甲が、空港に出迎えに行かなかった場合、その他のいかなる理由により入管によって女性会員の入国が拒否された場合であっても、乙は一切の責任を負いません。

③ a)来日前の責任

飛行機事故、現地での交通事故などにより 女性が来日できなくなった場合 は 一切の責任は不可抗力として 甲は乙に損害賠償または 招聘にかかわる一切の費用の返還を求めることはできない。

b)招聘後の責任

甲は、招聘する女性会員について外務省に対して身元保証書を提出していることに鑑み、招聘した女性会員が交通事故・トラブル等に巻き込まれないよう十分に注意を尽くすものとします。万が一、招聘した女性会員が事故に遭い又は事故を起こした場合には、甲において誠意をもってこれに対処するものとし、乙は、

入国後については、甲が招聘した女性会員に関する事故・トラブル等の一切の問題について責任を負わない。また、女性会員が日本に到着した以降の費用については、すべて甲の負担となる。

④ 婚姻前の性交渉の禁止

甲は、お見合いが成功しなかった場合に女性会員が受ける精神的・身体的ダメージに十分配慮し、婚姻前は、女性会員に対して性交渉を求めたり、性交渉を行ってはなりません。甲が、婚姻前に女性会員と性交渉をもったことにより生じた一切の問題については、乙はその責任を負いません。

乙は、本サービスを提供するにあたり、次の責任を負うものとする。

① 女性会員について

乙は、結婚を望む真面目な女性を甲に紹介するよう務めるものとする。ただし、本サービスの性格上、招聘した女性が甲の想定していた性格、容姿などと異なる場合があっても、乙はその責任を負わないものとする。

② 女性会員の情報について

乙は、女性会員の情報については、本人との面談、パスポートの確認その他適切な方法により、情報の正確性に務めるものとする。ただし、女性会員について完全な情報を把握することは困難であることから、情報の正確性について保証するものではなく、女性の情報に誤りがあった場合であってもその責任を負わないものとする。変な女性はもちろん紹介しないようにしているが、女性が故意に事実関係を隠した場合、真実の調査は難しい場合がある。

本契約書に別途定めのあるもののほか、乙は、以下の各号に定める苦情・クレーム等については一切の責任を負わないものとする。

① 甲に対して提供した写真と、実際に会った女性会員の容姿との間に違いがあったとお申し出

② 顔、手足等乙において確認できる場所以外にタトゥー・刺青があるとお申し出

③ 甲に提供した情報に禁煙者との記載があったにもかかわらず、来日後喫煙を始めたとお申し出

④ 結婚後、女性に性病があったとの申し出。なお、入籍前に性病検査を甲は女性にさせるものとする

=====

第7条(クーリング・オフ)

1. 甲は、契約書面を受け取った日から数えて8日間を経過するまで、書面により本契約を解除(クーリング・オフ)することができます。
2. 乙が、クーリング・オフに関する事項について、不実のことを告げたり、威迫したことにより、甲が、誤認または困惑して契約の解除を行わなかった場合には、甲は、乙から改めてクーリング・オフができる旨の契約書面を受け取った日から数えて8日間を経過するまでは、本契約を解除(クーリング・オフ)することができます。
3. 前2項に基づく本契約の解除は、必ず書面により、所定の期間内に乙に郵送してください。契約の解除は、甲が、乙に対して解除に関する書面を発送したときにその効力を生じます。
4. 第1項又は第2項に基づいて本契約が解除された場合には、解除にともなう違約金または損害賠償は発生せず、既に本サービスの提供が開始されている場合であっても、乙は、その費用を請求しません。
5. 第1項又は第2項に基づいて本契約が解除された場合において、乙は、甲が既に支払った登録料または会費等がある場合には、その全額を速やかに返金します。

=====

第8条(中途解約)

甲は、前条第1項または第2項の期間が経過した後であっても、将来に向かって本契約を解除することができます。解除の通知は、書面をもって行うものとする。

2. 前項に基づいて本契約が解除された場合の費用の清算は次のとおりとする。

① 本サービスの提供の開始前(役務提供開始前)

甲は、契約の締結及び履行のために通常要する費用として、乙に対し、3万円をお支払いいただきます。

既に、甲が、登録料または会費等を支払っている場合には、乙は、甲に対し、支払済の金額から3万円を差し引残額を返金します。

② 本サービスの提供が開始された後(役務提供開始後)

甲は、乙に対し、(ア)提供された役務の対価に相当する額と、(イ)2万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額の合計額をお支払いいただきます。

既に、乙が本サービスの費用を支払っている場合には、乙は、甲に対し、支払

済の金額から、上記(ア)と(イ)の合計額を差し引いた残額を返金します。

【計算例】

本サービスの提供が開始された日から180日が経過した時点で 契約を解除した場合(お見合いが実施されていないケース)

$$\begin{aligned} \text{○支払済金額} &= \text{登録料} + \text{年会費} \\ &= 100,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} = 200,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○提供された役務の対価} &= \text{登録料} + \text{年会費} \text{ 180 日分} \\ &= 100,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times 180 / 365 \\ &= 149,315 \text{ 円} \quad \dots \text{上記(ア)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○契約残額の 20\%} &= \text{年会費} \text{ 185 日分(残日数)の 20\%} \\ &= 100,000 \text{ 円} \times 185 / 365 \times 0.2 \\ &= 10,137 \text{ 円} \quad \dots \text{上記(イ)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{○返金額} &= \text{支払済金額} - (\text{ア} + \text{イ}) \\ &= 200,000 \text{ 円} - (149,315 \text{ 円} + 10,137 \text{ 円}) \\ &= 46,248 \text{ 円} \end{aligned}$$

第9条(除名)

甲が、次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、甲を除名処分とします。この場合、乙は甲に対する一切のサービスの提供を停止します。

- ① 入会申込書の記載または登録時の情報に詐称があった場合
- ② 婚姻前に女性会員との間で性交渉をもった場合または性交渉を求めた場合
- ③ 女性会員に対してセクシュアル・ハラスメント行為を行った場合
- ④ 女性会員または乙に対し、その名誉もしくは信用を傷つけ、または損害を与えた場合
- ⑤ 本契約の定めに違反した場合
- ⑥ 公序良俗または法令に違反する行為をした場合
- ⑦ 1ヶ月以上連絡が取れなくなった場合
- ⑧ その他乙が、会員として不相当であると判断した場合

2 前項に基づき、除名処分となった場合には、乙は、甲に対し、支払済の費用等は返還いたしません。

3 甲が、第1項各号のいずれかに該当する場合において、乙に損害が生じたときは、乙は、甲に対して損害賠償の請求をすることがあります。

第10条(退会、本契約の終了)

甲が、次のいずれかに該当する場合には、本契約は終了します。

- ① 本契約締結日から1年間を経過した場合。ただし、甲が希望する場合には、改めて会費を支払うことにより、本契約を1年間更新することができ、その後も同様とします。
- ② 第7条または第8条に基づいて本契約を解除した場合
- ③ 第9条に基づいて除名された場合
- ④ 女性会員との日本でのお見合いが成功し、結婚に至った場合

第11条(協議)

本契約に規定のない事項及び本契約条項について疑義がある場合には、甲及び乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

第12条(管轄裁判所)

本契約に関して紛争が生じ、前項によってもなお解決できない場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として紛争を解決するものとします。

以上